

## 患者流出入の都道府県間調整について

### 1 概要

- (1) 厚生労働省は、患者数の流出入に基づく増減を一定程度反映した暫定的な医師偏在指標を公表し、都道府県に提供 [資料3-6参照]
- (2) 患者の流出入の状況については、厚生労働省から現状に関するデータ [2~6ページ参照] の提供を行い、都道府県が必要に応じ、医師偏在指標への見込み方について調整
- (3) 都道府県は、調整後の患者の流出入数を、2019年6月末までに厚生労働省に報告し、その情報を基に、再度、厚生労働省が医師偏在指標を算定し、確定
- (4) 患者数の増減の調整についての協議において、合意が得られない場合については、医療機関所在地に基づく患者数を用いる。  
(⇒ 結果、上記(1)の医師偏在指標〔暫定値〕がそのまま確定値となる。)

### 2 患者流出入の現状

区 分		資料 ページ	都道府県間 調整の要否 の基準(※)	患者流出入の状況	都道府県間 調整の要否
医師偏在 指標	入院患者	2	1,000人超	1,000人超の流出入なし 【最大：大阪府に0.9千人 流出超過】	—
	無床診療所 外来患者	3		大阪府に2.1千人流出超過 (それ以外は1,000人超の 流出入なし)	○
小児医師 偏在指標	入院患者 (0~14歳)	4	100人超	100人超の流出入なし 【最大：大阪府に27人 流出超過】	—
	無床診療所 外来患者 (0~14歳)	5		100人超の流出入なし	—
外来医師 偏在指標	外来患者	6	2,000人超	大阪府に5.1千人流出超過 (それ以外は2,000人超の 流出入なし)	○

《2~6 ページのデータの出所：平成29年患者調査（厚生労働省）》

### 3 本県の対応（案）

上記2に基づき、国基準（※）どおり、次の患者流出入について、大阪府と調整・協議を行う。

- ① 医師偏在指標に係る「無床診療所外来患者」
- ② 外来医師偏在指標に係る「外来患者」









